

| 項番 | 掲載場所 | 改定前 | 改定後 |
|----|------------|---|---|
| 1 | 表題 | 三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定（2024年8月改定） | 三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定（2025年1月改定） |
| 2 | 4. その他サービス | <p>（1）田の他サービスの内容</p> <p>その他サービスとは、端末による依頼に基づいて行う、以下の各サービスおよびその他申込書記載のサービスをいうものとします。</p> <p>① 公共料金等の支払管理および支払事務合理化を行う公共料金支払管理サービス</p> <p>② 組戻し事務の効率化を行う振込らくらく訂正サービス</p> | <p>（1）田の他サービスの内容</p> <p>その他サービスとは、以下の各サービスおよびその他申込書記載のサービスをいうものとします。</p> <p>① 公共料金等の支払管理および支払事務合理化を行う公共料金支払管理サービス</p> <p>② 組戻し事務の効率化を行う振込らくらく訂正サービス</p> <p>③ お取引先明細一覧(ワンステートメント)の送付を行うスーパービジネスアカウント(以下「SBA」という。)</p> |
| 3 | 4. その他サービス | — | <p>（4）SBAの利用</p> <p>① SBAの内容</p> <p>以下の条件をすべて満たす契約者に対し、お取引先明細一覧(ワンステートメント)を送付します。</p> <p>イ 当座勘定または普通預金口座を保有していること</p> <p>ロ 総合振込または振込・振替サービスの利用申込があること</p> <p>② 掲載内容</p> <p>イ 当座勘定および普通預金の月間の入出金明細</p> <p>ロ 預金・貸金の取引科目別月末残高および件別の期日</p> |